

第173回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) Net119 緊急通報システムの運用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)(2) 学校納入金自動振替に係る収納代行業務の委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)(3) ラグビーワールドカップ 2019TM日本大会公式ボランティア管理・運営業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)(4) 介護保険事業者における事故発生時の報告に係る電子申請・届出システム（簡易申請システム）の活用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)(5) 不登校児童生徒への家庭訪問による学習支援等業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)(6) 横浜市プレミアム付商品券事業に係る引換券交付事務について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。) <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 大黒ふ頭客船ターミナル内安全監視業務(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告<ul style="list-style-type: none">ア ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業イ 住宅除却補助事業(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等のアンケート調査業務(4) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告<ul style="list-style-type: none">ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物等のアンケート調査業務イ 建築物の許認可事務(5) 海外渡航・招致に関する交通及び宿泊先の手配業務に係る事務委託についての報告 海外留学・研修プログラムに係る研修先との連絡・調整業務及び交通、滞在先等の手配業務委託(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（5件）(8) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）(9) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）(10) 平成30年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の
-----	---

	<p>報告について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 平成30年度実績報告</p> <p>(2) 平成30年度個人情報漏えい事故件数</p> <p>(3) 個人情報漏えい事案の報告（平成31年3月16日～令和元年5月24日）</p> <p>(4) その他</p>
日 時	令和元年5月29日（水）午後2時00分～午後5時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(6)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第173回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、大谷委員から遅れるとのご連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。始めに、第172回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>（鈴木委員） 8ページ、私の発言で、「スタンスですが。」となっておりますが、質問なので「ですか。」に直してください。</p> <p>（花村会長） ではそこを訂正するということですのでよろしくお願いいたします。そのほかにごございますでしょうか。</p> <p>（各議員） <異議なし></p> <p>（花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】 Net119緊急通報システムの運用について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p>

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に、案件1「Net119 緊急通報システムの運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 8ページの「5 取り扱う個人情報」の「【登録者情報】」に、「よく行く場所」があります。どのような必要性からこの情報を取得するのですか。

(所管課) 通報時にGPSの位置情報を取得するシステムがあります。GPSは平面には強いのですが、マンションやビルなどの垂直面には弱いです。「よく行く場所」に例えば親戚の部屋がマンションの何号室なのかを登録しておくことで、通報段階で居場所が把握でき、時間短縮できます。そのため、任意で取得することになっています。

(中村委員) 事前登録の対象者は、言語機能に障害のある人だという想定でしょうか。健常者が登録してきた場合は、チェックするのですか。

(所管課) 基本的に健常者の利用は想定していません。聴覚・言語障害、脳疾患や咽頭の疾病などで発語できない人ということで、事業の案内にも記載して制限をかけます。こちらが想定していない障害で発語できない人はいるかもしれないので、それは制限をかけません。

健常者は話すことができます。音声による110通報ほど便利なものではないので、緊急時にあえてネット119を使って通報してくることは考えにくく、制限をかける必要性は感じていません。

(中村委員) 現実にそういう障害者が登録することを前提にした場合、登録者は障害者であるという情報も市として取得することになるのではないのでしょうか。9ページの事務開始届出書の下に「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」という欄があり、「含まない」とされています。これは含まれるのではないのでしょうか。

(所管課) 間接的には収集することになるかとは思いますが、それを記録するというものではありません。「要配慮個人情報」についてはいろいろと検討した結果、「当たらないのでは」ということになりました。そのほかの人もこのシステムに登録することが考えられます。障害ではなく、単純に発語ができない人からの登録も考えられます。私どもは該当しないと考えましたが、委員から「含む」とした方が良いということであれば修正したいと思います。

(中村委員) 推定される情報を持ってしまう可能性がある中で、「要配慮個人情報を持っているかもしれない」という意識で取り扱ってください。

(所管課) では、届出書は修正するというものでいいですか。

(花村会長) 今回の件を委員の皆さんに聞きたいと思えます。

(土井委員) 9ページの事務開始届の「個人情報記録項目」「④心身の状態」の「障害」がこれに当たるのですか。

(所管課) 必ずしも障害の有無を収集するわけではないので、こちらの

チェックは外しました。

(土井委員) これは外して要配慮個人情報の欄をチェックするかどうかという議論ですか。

(中村委員) 「記録項目」については、私としてはどうなのかというところがあります。やはり「心身の状況」にも、何らかのチェックを入れるべきではないかという気がします。

(事務局) 要配慮個人情報に当たるかどうかについては法律の定義があります。病歴に関しては、「特定の疾病」ということが逐条解説には書いてあります。具体的な疾病や障害が記録されていなければ、要配慮個人情報とまでは言えないと思います。

(花村会長) 登録しようとする人が障害があることを前提にしているわけです。消防局では、「どうして言語障害になったのか」までは収集しないのでしょう。そこまでの情報は含まないので、要配慮個人情報は含まない形で処理したということです。

中村委員は、「大半の人が言語障害者であるなら、『含む』としておくのが無難ではないか」というくらいのご意見ではないですか。

(加島委員) 保護法上の要配慮個人情報はすごく微妙なところがあります。血圧などは要配慮個人情報に入っていません。ただ、医師が診て判断した特定の疾病については要配慮個人情報です。「本人が計測したものは入らない」といったことがガイドラインには書いてあったと思います。

ただ、Net119に登録したかどうかということは、かなり取扱いに配慮したほうがいい項目ではあります。

(花村会長) Net119に登録されているという情報が安易に漏れると非常に問題が大きいことはよく自覚していると思います。どういう要因で言語障害となったのかまでは収集しないので、いわゆる要配慮個人情報は含まないということではないのでしょうか。

(鈴木委員) チャットのやり取りの中で「私は以前こういう病気をしていた」と話すかもしれません。そうなってくると、要配慮個人情報は含まれる気はしました。

(花村会長) チャットでそういう話が出たら、個人情報として保存しておくのですか。

(所管課) 8ページの「5 取り扱う個人情報」の一番下の「【通報情報】」で取得します。

(花村会長) そうであれば、中村委員の意見に賛成です。では、要配慮個人情報の欄は、「含む」にしてください。

(新田委員) 障害等級についても収集されるのでしょうか。

(所管課) それは特に聞きません。

(土井委員) 7ページの「4 個人情報の管理体制」の「【事務の委託】」「委託者の名称又は選定基準」の(4)で、「本市の独自仕様を履行できる」と書いてあります。「独自仕様」というのはどこかに説明が入っていますか。

(所管課) 独自仕様として、多言語による対応があります。市内在住・在勤の外国人で、かつ、発語できない人を想定し、英語、中国語、韓国語、

スペイン語、ポルトガル語に対応した仕様を履行できる事業者です。あとは、高齢者・聴覚障害者でフィーチャーフォンの保有率が未だに高いので、そちらでこのシステムを運用できる事業者を考えています。

(土井委員) ガラケー(ガラパゴス携帯)は音声でかけないといけないと思います。話せない人を対象とするということですが、ガラケーも対象にするのですか。

(所管課) スマートフォンほどの利便性はないにしても、発語なしに操作できるというものになっています。

(所管課) Eメールで通報できます。

(土井委員) そこが、他自治体ではあまりやっていなくて、本市でやっているということですね。

(所管課) はい。

(事務局) 9ページの事務開始届で、「要配慮個人情報を含むときは、その旨」を「含む」に変えるという話がありましたが、上段の「個人情報の記録項目」「④心身の状況」も「健康状態、病歴、障害」にチェックを入れたほうが良いと思います。

(花村会長) では、付けておきましょうか。

(加島委員) その次に「身体的な特性」もありますね。

(花村会長) 身体の特長も話すかもしれません。これも入れておきましょう。

(小嶋委員) 9ページの事務開始届の下段「個人情報の収集方法」で、本人以外から収集することもあるようです。右側のカッコ内のチェックはどこになりますか。「その他」ですか。本人以外から収集した理由についてもチェックがありません。

(事務局) チェックが漏れていました。「本人以外の収集」については、「その他」のチェックボックスにチェックを入れたと思います。「保有個人情報に係る第三者」となっていますが、こちらは登録者の家族を主に想定しています。

その下の「本人以外から収集している理由」ですが、こちらは第8条1項2号となります。

(花村会長) 説明してください。

(事務局) 実施機関が個人情報を収集するときに、本人から収集しなければなりませんが、ただし書きで、「いずれかに該当するときにはこの限りではない」とされています。2号については、「本人の同意があるとき」です。本事業では家族から情報を収集しますが、本人が同意しているという前提です。

(小嶋委員) 4号は必要ないですか。

(中村委員) 第三者から個人情報を収集する状況というのは、事前登録の場合を想定しているのですか。それとも、通報するときのことを想定しているのでしょうか。

(事務局) 登録時を想定しています。通報時には本人が通報するため、4号にはチェックが付きません。

(中村委員) 通報時にGPS測位をしたら、第三者から情報を収集すること

にはならないですか。

(所管課) 通報は本人からということになっています。GPSをオンにしないと位置情報は取得できないので、本人がGPSの機能を利用して、位置情報を含めて通報していると認識します。

(中村委員) GPSは、GPSの運用をしている事業者が情報を提供しています。本人は「それを使っていい」と同意しているだけではないですか。

(所管課) 通報者はGPSを使用して通報するのだという意思を持っているという認識です。本人からの通報でGPSの情報が入っているということです。

(事務局) スマートフォンはGPSの位置情報を持っているので、それを通報時に送ってくるという考え方ですか。

(所管課) そうです。

(事務局) スマートフォンにGPSの位置情報があり、スマートフォンから送信するので、本人がボタンを押して、自分のスマートフォンに入っている情報を送信するという考えでいいですか。

(花村会長) 中村委員、それでいいですか。

(中村委員) GPSの仕組みがなかなか分からないですね。

(花村会長) 今、事務局が言ったとおりだという気がします。

(事務局) 「GPSを使っていいか」ということで本人許可ができますので。

(所管課) 使う、使わないを自分の設定でできます。オンにしていないとGPS測位ができません。

(鈴木委員) 横浜市で登録した人が市外から通報した場合は、市外の消防本部に通じます。横浜市のサーバからデータを外部に提供しますが、利用目的の範囲内だから差し支えないという理解ですか。

(所管課) はい。

(吉田委員) 「他都市」と書いてありますが、どのぐらいの都市で使うのですか。

(所管課) このシステムを入れるように、国が強く言っています。最新の数字として、平成30年12月31日の数字が報道されています。政令市4市、県内11市です。国が示す導入期限では、オリンピック前という話もしています。令和2年4月には各都市もそろって運用する流れができています。本市もそれに合わせて導入したいと考えています。

(吉田委員) GPSで大体の場所が分かった後、実際に救急隊が出動するときにはどうやって本人の居場所を調べますか。

(所管課) やはりチャットです。文字を打てない場合は、そこを目指して出動し、捜すしかありません。通常の携帯電話での通報も同じです。GPSではまだピンポイントには分かりません。携帯電話で通報があつて無言だった場合にもその近辺に行って捜索しなければなりません。

(小嶋委員) 横浜市で登録した人が他都市で通報した場合、横浜市で持っているこのような情報を、他の自治体にも提供します。他自治体に提供した情報について、このシステムではどのような保護がされていますか。システム上で何か決まりはありますか。

(所管課) 国が共通仕様を定め、セキュリティポリシーを書いています。それぞれの自治体の条例を遵守するほか、共通仕様の中で保護しなければならない項目が全国统一で決まっています。

(小嶋委員) 通報情報については、1年経つと削除されるといったことも共通しているのですか。

(所管課) そうです。通報があった際に共有する情報も項目が決まっています。それを満たすこととなっています。それ以外の情報がやり取りされることは基本的にはありません。

(小嶋委員) 一か所に国が全部の情報を集めることもないですね。

(所管課) そういうことはないです。

(花村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】学校納入金自動振替に係る収納代行業務の委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「学校納入金自動振替に係る収納代行業務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(小嶋委員) 12ページの「2 事務全体の概要」の図の一番上に、収集する個人情報が書いてあります。最後のところに「兄弟姉妹の有無等」とあります。これを収集する理由は何ですか。

(所管課) 保護者が同じで、同じ口座からお金を下ろします。間違いがないよう確認の意味で情報を収集します。

(小嶋委員) 「同じ口座でいいか」ということを確認するのですか。

(所管課) はい。確認の意味です。

(小嶋委員) 13ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」にはそれを記載しなくてもいいですか。

(事務局) 記載が必要だと思います。

(花村会長) 小嶋委員は、「そもそも兄弟姉妹の有無が必要なのか」と、素朴な意味で質問しました。今の回答でいいですか。

(小嶋委員) 兄が既にその学校に入っていて、同じ口座から弟や妹も引き落とすのならそれでいいと思えます。

(花村会長) それなりの理由があるということですか。

(小嶋委員) はい。

(花村会長) 違う学校だったらどうですか。兄が別の市立学校に行っていたら、その人の情報まで必要ですか。

(小嶋委員) 兄弟の有無というよりも、その学校に在籍するかということ
ですよね。

(花村会長) 「在籍している兄弟姉妹の有無」でいいですか。では、そうし
ましょう。13 ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」
に、「在籍している兄弟姉妹の有無」も入れるということにつながりま
す。

この手続を導入すると保護者は楽になります。学校によっては、学
校の取引銀行と料金収納代行事業者は契約関係がないこともあります。
11 ページの「2 事務全体の概要」の真ん中より下に、「その場合は従
来どおりに」と書いてありますが、これはどのぐらいの割合ですか。ほ
とんどないのではないですか。

(所管課) 市には現在、約 510 の学校があります。当面、全校のほぼ 2
割ぐらいの 93 校からスタートします。この手続を使うために学校が料
金収納代行事業者と契約関係がある銀行に、取引銀行を切り替えて
いったりということは、今後あるかもしれません。

(新田委員) もし学校納入金を支払わなかったら、取立てなどもしますか。

(所管課) 基本的には、料金収納代行事業者が口座から引き落としを行
います。口座にお金がない場合は、債権の取立てと同じような取組をし
ていかないといけません。

(花村会長) それでは、案件 2 を承認するというところでよろしいでしょ
うか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件 3】ラグビーワールドカップ 2019™日本大会公式ボランティア
管理・運營業務委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件 3 「ラグビーワールドカップ 2019™日本大会公式ボ
ランティア管理・運營業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 3 につきまして、御質問、御
意見をいただきたいと思えます。

(鈴木委員) 活動当日、紙の名簿を現場に持っていきます。その名簿に記載
される個人情報は何かですか。

(所管課) 本人が間違いなく来ていることを確認するための情報と、本人
に何かあった場合の連絡先があります。欠席も想定されるので、配置の
変更のため、能力に関する情報が必要です。必要な情報にしばって名簿
とすることを考えています。

(鈴木委員) イベント当日は現場もごった返します。名簿を紛失するリスク
がそれなりにあるかと思えます。くれぐれもよく指導してください。

(所管課) 必要な情報に限るということですね。

(鈴木委員) 必要な情報に限って持ち出すことだけではなくて、紙を入れる専用用器を紛失するリスクもあります。よく指導してください。

(所管課) ヒューマンエラーについては各段階ごとにチェックを入れるようにしています。

(新田委員) ボランティア 900 人への個人情報研修はしていますか。ボランティアの人たちは、ボランティア終了後いろいろな自慢話をしたりします。個人情報を漏らしていないかと不安になりました。

(所管課) 2月9日の決起集会で、ボランティアをする中で知り得た情報の取扱いやSNSにおける注意について説明をしました。7月には、配置場所別の研修をします。きちんと研修をして大会に備えたいと思います。

(加島委員) ボランティアに関して、組織委員会と横浜市の役割分担はどうなっていますか。

(所管課) 17 ページの「2 事務全体の概要」の(3)「ボランティア情報の管理について」に記載していますが、組織委員会と12都市の地域支部がシステムを持っています。システムの必要な情報を私たちがもらいます。更にタイミングに合わせて必要な情報をもらい、場合によっては紙で印刷したりして活用します。12都市共有のシステムなので、各都市ごとに切り分けて情報をもらう中で、必要な情報管理については行っていくつもりです。

大会を行う競技場の中については組織委員会、競技場の外側を開催都市が担います。1,500人のボランティアのうち900名は、競技場外側の横浜市が担当します。今回審議に諮っているのは、そのボランティアの個人情報の取扱いの部分です。

(加島委員) 横浜市は個人情報保護審議会にかけているので心配はいらなと思います。組織委員会については特に審議会があるわけではないかと思いますが、個人情報の管理が適切にできているのか疑問です。

(所管課) 12都市ごとに組織委員会の支部があります。私どものオフィスの隣が組織委員会の部屋です。横浜市から派遣されている職員もいます。ボランティアを担当するのは、横浜市派遣の職員です。情報管理についてしっかりと連絡を取り、同じ水準でやっています。

(花村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(4) 【案件4】介護保険事業者における事故発生時の報告に係る電子申請・届出システム（簡易申請システム）の活用について
（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）**

(花村会長) 次に、案件4「介護保険事業者における事故発生時の報告に係る電子申請・届出システム（簡易申請システム）の活用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(土井委員) 1万3,000件もあるので、効率よくシステム化することはよく分かりました。平均すると1日30件か、もっと多いかと思います。事故報告はそれほど多いのですか。

(所管課) 事故報告する基準があります。施設や事業所内で、打撲しただけでは報告はきません。転倒してけがをしたり、骨折して受診した場合に報告がきます。それくらい絞ってもこれくらいの件数の報告がきます。

一番多いのは、施設の職員が薬を飲ませ忘れてたり、薬を落として紛失したりということで、そういったものは身体状況に直結してきます。誤薬が半分弱を占めていますが、非常に重要な事故であるため、逐一報告しています。

(加島委員) この事故報告を電子化することには賛成です。市役所側のセキュリティ対策は29ページの「4 個人情報の管理体制」に記載があります。介護事業者のパソコンのセキュリティ対策はどうですか。

(所管課) 具体的に「こういったソフトを入れるように」という指示・指導はしていません。個人情報保護に関しては市と同じように研修したり、体制を組むことを指定の条件にしています。

(加島委員) 是非進めてもらえればと思います。ファイヤーウォールだけで防ぎ切るのは大変です。

直接インターネットにつながっていないパソコンにUSBを挿したりということも事業者内では行われているかもしれません。きちんと対策を行ったほうがいいです。

(吉田委員) 記録はずっと保存しておく想定ですか。

(所管課) 保存年限に応じて廃棄します。

(吉田委員) 事業者も同じようにしますか。

(所管課) はい。

(花村会長) それでは、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】不登校児童生徒への家庭訪問による学習支援等業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「不登校児童生徒への家庭訪問による学習支援等業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 「利用申込の受付」で、各家庭に「こういう事業をする」というのはどうやって知らせますか。

(所管課) 我々所管課は、横浜市教育支援センターで不登校児童生徒の支援をしています。特にハートフルフレンドとあって、自宅を訪問して創作活動等の支援を行う事業があります。その事業を利用している児童生徒に対し、保護者を通して、「学習支援はどうか」と投げかけます。

(鈴木委員) そういった事業を利用していない児童生徒もいると思います。スタート時点ではそのような児童生徒へのアプローチは考えず、今現在利用している人たちにチラシを渡したりするのですか。

(所管課) 今回は、モデル事業で人数も限られています。広く募ることについてはなかなか希望に添えない部分があります。モデル実施をすることで、今後どうしていくか検討したいと思います。

(土井委員) 在宅児童生徒が増えていて、その対策について説明がありました。現状、ハートフルフレンドズを利用しているのは何人位か、資料に記載はありますか。

(所管課) HPで公開しています。ハートフルフレンドズの利用は年間で560名です。

ハートフルスペースは400名、ハートフルルームは100名位です。

(土井委員) それは在宅児童生徒全体のうちのどのぐらいですか。全員だとは思えません。

(所管課) 今言ったのは在宅というよりも不登校児童生徒で横浜市の事業を利用している人数です。不登校の数は、平成29年度に全国的に調査した結果では、横浜市は4,559人です。

あとは民間のフリースクールを利用している人もいます。休みながらも学校に通っている人も相当数います。全員が引きこもりということでもありません。

(小嶋委員) ハートフルフレンドズ等の事業によって引きこもりの改善や効果などは見られますか。

(所管課) 以前は、学校にどれだけ通えるようになったかが目標とされてきました。しかし、平成28年に教育機会確保法が成立し、学校に返ることが最終目標ではなく、「社会的自立」が目標という言い方をしています。学校やフリースクールなど、その児童生徒が通うことで将来、社会的自立につながることを目標とされています。

最近では、どれだけ再登校になったかを数値的に把握して効果とする考え方がなくなってきました。数値的な把握はなかなかできません。

生活リズムの改善や自己肯定感など、なかなか数字では表しにくいです。アンケートなどを取って、どんどん変わってきているところを自立の一步として考えています。

(小嶋委員) このモデルがうまく機能すると思います。

(所管課) 状態像がどれだけ変化したかを効果として検証するような中身になるかと考えています。

(吉田委員) 39 ページの事務開始届の「個人情報の記録項目」「①基本事項」で、国籍などは入っていません。言葉や勉強が分からなかったりすることで、いじめられたりすることもあります。そういう情報は収集するのでしょうか。

(所管課) ハートフルフレンドを活用するとき、背景を探るとそういうことがあったりします。確かにそういう情報もちちらで把握することはあるかと考えます。

(花村会長) そうすると、どこにチェックをするのですか。

(吉田委員) 外国籍で日本語の理解ができずに行かなくなったり、いじめられたりということで、こうした情報も持っていると思います。「本籍・国籍」にチェックが入っていないので聞きました。

(花村会長) 「本籍・国籍」にもチェックを入れるということです。

モデル事業で今回、対象者が 15 名程度です。将来的にはどうするのですか。

(所管課) この事業は文科省からの委託事業で、年間約 1,000 万の国の補助金で今年度行う予定です。最大で 3 年間、国からの委託事業として実施できます。その間、予算的には年間同程度になるかと思えます。

その後、今回のやり方を検証して、横浜市として実施していくかどうかの検討をしたいと考えています。

(花村会長) いろいろな個人情報や要配慮個人情報を取り扱うと思います。受託者に対する指導・監督をしっかりとっておかないと、大変なことになります。よろしくお願いします。

(花村会長) それでは、案件 5 を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件 6】横浜市プレミアム付商品券事業に係る引換券交付事務について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 6 「横浜市プレミアム付商品券事業に係る引換券交付事務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 6 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) マイナンバーカードの普及のための一つの取組として、今回の消費税増税の対策と、マイナンバーカードを健康保険証の代替とするという取組を政府が出していたようですが、マイナンバーカードは用いないで行うのですか。

(所管課) 商品券についてはマイナンバーは使いません。消費増税対策の

一環として、マイナンバーカードを使ってポイントが付くものも別に検討されています。

(小嶋委員) 配遇者等の暴力で避難している人の個人情報について、53ページの「5 取り扱う個人情報」に「個人情報の種類」(電子データ)として、「①住民記録システムにおける情報」「DV付せん」とあります。これがその情報に該当するのでしょうか。

(所管課) 福祉保健システムの対象ではなく、住民基本台帳の閲覧制限がDV付せんとして載っています。

(小嶋委員) 情報は管理者が取り扱い、アルバイト、パートは取り扱わないということです。これに該当する人の情報は全て管理者が入力するのですか。

(所管課) 住民基本台帳からの情報はシステムを経由して一律にデータベースに入力しています。ID、パスワードで閲覧範囲の制限をかけ、管理者しかその情報は出せないシステムにしています。

(鈴木委員) 非課税者の抽出作業は、受託者に出すということでもいいですか。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 横浜市内の全世帯の情報を渡して、その中から非課税者の情報を抜き出して戻すイメージですか。

(所管課) 横浜市民全員のデータベースを作成し、その中から住民税非課税者や未申告者に対し、申請勧奨のお知らせを出します。そこに今回の申請書なども同封します。申請してもらった上で対象要件に該当するかどうかを審査し、要件に合致した人が交付対象者です。

ただ、お知らせを送った人以外、誰からでも申請自体は受け付けられます。全ての市民の情報をデータベースで管理し、申請者全てを審査できるようにしています。

(鈴木委員) 全市民の情報を受託者に出すという認識でいいですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) 平成26年に本件と類似する臨時福祉給付金について審議会に諮っています。「取り扱う個人情報が莫大すぎる」という議論が出ていましたが、最終的には承認しました。国の事業なので、やらざるを得ないですね。

(所管課) 今回のプレミアム付商品券は、国から話が来たのが昨年末ぐらいでした。実際の事務処理要領が出されたのは今年の4月1日で、非常に短期間に準備しなければなりませんでした。臨時福祉給付金の際の経験やシステムを最大限活用することが示されました。その方針に則ってやっていきます。

(花村会長) 47ページの「3 審議に係る事務」「【事務の委託】」の「システムの取扱いに係るセキュリティに関する事項」は、非常によく考えて書かれています。確かに、取り扱う個人情報が莫大であるため怖いところがあることを考えた上でのセキュリティです。

(小嶋委員) 60ページの個人情報ファイル簿の下の方に「要配慮情報が含まれるときはその旨」という欄があります。これは「含まない」でいい

ですか。

(所管課) 勸奨対象者リストには「含まない」です。

(大谷委員) 47 ページ「システムの取扱いに係るセキュリティに関する事項」の上から四つ目で、「システムを取り扱えるのは受託者と再受託者②(コールセンター業務)のみで、再受託者②はシステムを取り扱わない」とあります。どう理解すればいいですか。

(所管課) これは誤記です。「再受託者①は取り扱わない」ということです。

(大谷委員) コールセンター業務で相談があると照会をかけます。システムで閲覧できる情報があるということです。「申請者からの問合せに対応するために必要な基本情報のみとする」と書かれています。この基本情報は、後ろの対象者ごとに書かれているデータのどの部分になるのか、システムに設定されていると思います。資料のどこを見れば分かりますか。

(所管課) 「この対象者の項目がそれだ」ということでピッタリはまるものはないです。枠としては対象者3の中の情報になっています。今、事業者との間で詳細を詰めています。氏名や住所、世帯情報、「申請書を送った」という情報、誰が申請者として書かれているか、いつ申請書が到達しているか、審査が今どういった段階にあるか、交付が決まっていればもう発送済である、といった情報になる予定です。

(大谷委員) 情報の取捨選択がシステム設計の上でもかなり肝になります。事務の中で見極めながら適切な範囲になるようにしてください。

コールセンターで対応し切れないもので、担当課に照会が来るものもどうしてもあるかもしれません。情報の授受のルールも含めて、十分慎重に情報の取扱いができるような仕組みを考えてください。

(吉田委員) 対象者の中には、申請手続をすることが困難であったり、引換券が来ても、商品券を買いに行くことが困難である人もたくさんいると思います。いろいろな能力の人がいます。

(花村会長) 3歳未満の子がいる人は、申請は不要で引換券をパッと送ってしまうでしょう。

(吉田委員) ワンステップでできればいいと思いますが。

(所管課) 住民税非課税者は、申請が必要になっています。国からそういった運用が示されています。自分が住民税非課税者であることなどの誓約を申請書にしてもらう必要があります。申請してもらい、審査をして交付というプロセスになります。

ただし、対象者は臨時福祉給付金のときにも同じような処理をしているので、全く初めてやることではありません。その辺りは今までの実績も活用しながら、できる限り分かりやすい申請書などをつくっていききたいと思います。

(吉田委員) 自ら手続ができなかったら、誰か代わりにするのですか。

(所管課) 区役所やその近くのビルに相談窓口を設けます。分からない人はそこに行くと、受託者の相談員がいます。時間内は必ず常駐をしているので、そこで相談できます。あとはコールセンターで対応します。

- (大谷委員) 悪質な事業者が「引換券を代わりに取りに行く」と言うなど、詐欺が横行しそうです。
- (花村会長) 消費税の値上げをやめたらどうなりますか。やらないでしょうね。
- (所管課) 本事業については、実際の責務として、実施に向けて現在、着実に準備を進めています。消費税については国の動向を注視していきます。
- (花村会長) それでは、案件6を承認するという事でよろしいでしょうか。
- (各委員) <異議なし>
- (花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
大黒ふ頭客船ターミナル内安全監視業務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業
 - イ 住宅除却補助事業
- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等のアンケート調査業務
- (4) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物等のアンケート調査業務
 - イ 建築物の許認可事務
- (5) 海外渡航・招致に関する交通及び宿泊先の手配業務に係る事務委託についての報告
海外留学・研修プログラムに係る研修先との連絡・調整業務及び交通、滞在先等の手配業務委託
- (6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）
- (7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（5件）
- (8) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）
- (9) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）
- (10) 平成30年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

- (1) 平成30年度実績報告
- (2) 平成30年度個人情報漏えい事故件数

- (3) 個人情報漏えい事案の報告（平成31年3月16日～令和元年5月24日）
- (4) その他

(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び順番は前後しますが「その他」の「(3) 個人情報漏洩事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(花村会長) 報告事項について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

(花村会長) 次に、「4 その他」に入ります。「(1) 平成30年度実績報告」及び「(2) 平成30年度個人情報漏えい事故件数」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(加島委員) 審議件数は大幅に増えました。平成29年度は49件で、平成30年度は98件です。

(小嶋委員) 61ページから63ページにかけての説明がありました。事故件数の説明もありました。特に今年は4月から5月にかけて多いということですが、何か分析はしていますか。改元の関係で事務がうまくいかなかったとか、引継ぎがうまくいかなかったということがあるかと思えます。

(事務局) まだ分析は進めていません。その傾向が見え次第、対策を打っていきたいと思います。

(事務局) 平成30年度の漏えいでは、誤交付がかなり減少しています。主に戸籍課で住民票や印鑑証明の誤交付があります。戸籍課は大きな事故を起こして、当審議会でも答申をもらいました。かなり徹底した対策を取っているの、その関係で減ったのかと思えます。

誤送付・誤送信は高止まりですが、幾らか減っています。増えているのは、指定管理者や委託先の事故です。4月の事故でもケアプラザのものがあります。庁内の事故は少し引きしめて、減っているところがあります。第三者評価委員会が今年はケアプラザを対象として実施する予定です。

(加島委員) 指定管理者をやります。

(花村会長) よろしくをお願いします。

(花村会長) 報告事項について了承するというところでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは了承いたします。

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、以下、非公開で審議】

(花村会長) 次に、「(4)その他」についてですが、個人情報保護及び行政運営の観点から、これ以降は非公開といたします。それでは、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(小嶋委員) 別紙5の「運用状況報告書」は、毎年何月頃に出ますか。

(事務局) 8月です。前年度の実績を報告するものです。

(小嶋委員) できればこの審議会でも報告書を配付してください。

(花村会長) インターネットでは見られますね。

(事務局) そうですね。当然、審議会においても配らなければいけません。失礼しました。

(花村会長) 非公表の事案だけれど記者発表をして、記者からいろいろ質問を受けても非公表だから何も答えなかったために、記者から「何のために自分たちを集めたのか」と非難されるようなことが今までにあったのでしょうか。

(事務局) 要綱を定めて、正式に要綱を施行する前にもう1件ありました。それを入れて2件あるだけです。その実例において記者から非難されることになりました。その実例は全部非公表ではなく、一部公表のものです。その実例が別紙4です。これだけでは何が何だか分からないということで、非常に厳しく記者から追及されました。インターネット上で漏えいした事案で、公表すると、検索されて被害が拡大するおそれがあるので、このような公表の仕方をしました。実際は、記者が更に独自に取材をし、新聞には詳しい情報が出てしまいました。

市としては、公表する方針自体はいいと思います。被害者にあまり焦点が当たらない形で、「こういう事務処理ミスをした」という点に焦点を当てて、どういうミスがあったのかを、発表できる範囲で発表するのがいいかと思います。

そうだとしても、漏えい事故に触れることでやはり被害者の被害につながるケースも想定されています。そういう場合には、中途半端な公表をするよりは、全部非公表として、年度ごとにある程度公表するという取扱いにしてはどうかということで、今回検討しているということです。

(中村委員) 一部改正案第2条1項で、第2号は従前どおり、「著しく害されるおそれ」という言い方でいいと思います。第3号で「著しく」が削られています。第1条もそうです。なぜですか。

(事務局) この改正案については、まだ十分に練られているものではないので、この機会に意見をもらえればと思います。第1号の「人の生命、

身体又は財産を侵害する可能性が高い」とか、「権利利益を著しく」という要件がいいのかどうかということです。

権利利益を侵害するおそれがある場合は、やはり公表できないかと私どもでは考え、その要件は外しました。

ただ、本文でその代わりに「具体的なおそれがあると認められるとき」と書くことでバランスを取ろうと考えています。

(中村委員) 従前よりは、公表の特例が該当するケースを少し広げるということですか。

(事務局) 権利利益の侵害のおそれがあるけれども、それは高くないから公表しなければならないということだと、理屈としてはおかしい気がします。公表の必要性が上回る場合があるとしても、どういう場合に必要性があるかの要素が書かれていないので、非常に判断が難しいと思います。

(中村委員) 何か意見があるというわけではなく、従前から変えるところをどう考えているかということです。

(事務局) 「生活の平穏を害する」というのはかなり濫用されそうで判断が困難なので、「著しく平穏を害する」のほうがいいかと思います。第1号の「生命、身体又は財産」の場合は、侵害されるおそれがあれば公表できないのではないのでしょうか。そのため、「可能性が高い」を削除しました。同様に、第3号も「著しく」を削除しましたが、こちらは「権利利益」で「利益」が入っているので、それがどうかなどは思います。

(中村委員) この第1、第2、第3号の関係でいくと、第1号、第2号がある程度範囲が明確で、第3号がその他の事例も含むという包括条項のようになっています。そちらのほうが広がっていることに何となく違和感がありました。改正案を作成していく中で文言の調整になるかもしれません。

(事務局) 中村委員の感触としては、第3号は「著しく」を残しておいたほうがしっくりくるということですか。

(中村委員) どうなのかということです。やはりいろいろな事例があるので、その特例が適用できる範囲をある程度広げた上で、基本的にはこの審議会などの意見を聞いて決めるほうが柔軟なのかもしれないと思います。そこは判断だと思います。

(事務局) 一つのメルクマークとして判断していくということだと思います。

(中村委員) この改正案がいけないということではなく、こういう考慮もあるのかなと思います。

(花村会長) もう1回、文言も考えるのでしょうか。いつ修正できるのですか。

(事務局) 例外というのは、ごく例外的にしか扱わないということアピールするために「著しく」という言葉が原文に入ったのだと思います。あまりそこでしぼってしまうと苦しいかという気がします。

(花村会長) 原則として公表はしなければいけませんが、一方の利益を守るために「しないほうがいい」という判断があった場合にはしないということですね。それは審議会に諮ったときに議論してもらえばと思いま

す。「著しく」が入っているか入っていないかで、判断はあまり変わらないでしょう。条例の「公益上特に」というのと同じですよ。

(吉田委員) 具体的にすると「蓋然性が高い」という意味ですか。

(花村会長) そうですよ。

(事務局) ある程度具体的に、「確かにそういうおそれがあるのだ」ということです。

(吉田委員) 蓋然性ほどは高くないということですか。文言をどうするかはテクニカルタームの問題で、どの程度というのはどう書いてあるかで判断するわけですよ。

(事務局) 情報公開の世界では、よく「抽象的なおそれでは足りない」と言われるので、その意味での「具体的な」という文言です。

(吉田委員) 別紙2の「平成18年2月27日付市長への報告」2(2)アは、どのような事案を想定したらよいのですか。「加害者及び被害者が属する組織の情報」が非公開にされるというのは、そこから個人が特定されているものがあるのですか。

(事務局) 平成18年のことですので具体的なことははっきりは分かりません。この平成18年2月27日の市長への報告の直前に、受託者の従業員が個人情報情報を漏えいしました。その受託者の情報を発表しませんでした。一部の資料しか手元に残ってないので、なぜ公表できなかったかよく把握できていません。その事案で、加害者側の事業者の情報を非公表としています。

(吉田委員) どの事業者かを公表しなかったのですか。

(事務局) はい。

(鈴木委員) 第1条の「目的」の前に前文として、「そもそも漏えいは起きてはならない。なおかつ、情報公開は大事だと認識している。けれども」と続くような構成にしてもらえますか。

(事務局) 分かりました。これは特例を定める要綱なので、原則は全件公表です。「漏えいしてはいけないし、そうした場合には全件公表する」ということです。

(大谷委員) 改正案の第2条に新たに追加されたもので、「審議会の意見を聞かなければいけない」の直前に、「公表について意見を聞く」ということで、「公表について」と入っています。審議会で聞くべき内容を特定したのだと思いますが、審議会で議論するときには必ずしも、公表するかしないかの二者択一だけではないと思います。原案では単に「意見を聞く」と書いてあるので、原案のままでも構わないのではないかと思います。

第3条に「秘密保持」があります。これは前段に「前条第2項、又は第3項の規定により、非公表としたとき」と書かれています。公表・非公表の判断が未決の状態でも秘密保持をしたほうがいいです。公務員の一般的な守秘義務対象にもなっているので問題ないかもしれませんが、「決まるまではよい」という取扱いにならないよう気をつけたほうがいいです。

(事務局) 具体的にどういう文言にするか今すぐには思いつきませんが、

	<p>分かりました。この要綱で守秘義務を新たに課しているわけではなく、もともとは地方公務員法です。ここで注意喚起したいと思います。</p> <p>(花村会長) 今度の審議会には間に合いますか。</p> <p>(事務局) この要綱の案文について直接承認していただくということではないので、御意見を踏まえてこちらで決めさせていただきたいと思います。御意見を踏まえて修正したものをお示しして、また更に修正ということは可能かと思いますが。</p> <p>(花村会長) 今の議論で事務局に任せ、できたものを次回6月の審議会において修正した内容を出してください。皆さんが言ったことについてはできる限り尊重しながら検討してください。</p> <p>(花村会長) この件について了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは了承いたします。</p> <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、6月26日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第173回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第173回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和元年6月26日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和元年6月26日第174回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡